東海ソフト株式会社定款

東海ソフト株式会社定款

第１章　　総　　則

（商　号）
第１条　　当会社は、東海ソフト株式会社と称し、英文ではＴＯＫＡＩ　ＳＯＦＴ　ＣＯ．，ＬＴＤ．と表示する。

（目　的）
第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（１）　電子計算機利用技術の開発並びに販売
（２）　電子計算機利用による各種情報の処理並びに提供
（３）　電子計算機の製造並びに販売
（４）　労働者派遣事業
（５）　その他前項に附帯する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　　当会社は、本店を名古屋市に置く。

（機　関）
第４条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）　取締役会
（２）　監査等委員会
（３）　会計監査人

（公告方法）
第５条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）
第６条　　当会社の発行可能株式総数は、１０，４００，０００株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条　　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）　会社法第189条第2項各号に掲げる権利
（２）　会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
（３）　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規則）
第１１条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。

第３章　　株主総会

（株主総会の招集）
第１２条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年５月３１日とする。

（株主総会の招集権者及び議長）
第１４条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会の決議方法）
第１５条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２　株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（電子提供措置等）
第１７条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第４章　　取締役及び取締役会

（取締役の員数）
第１８条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、８名以内とする。
２　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。

（取締役の選任方法）
第１９条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３　取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）
第２０条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第２１条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
２　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）
第２２条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第２３条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）
第２４条　取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議方法）
第２５条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
２　当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規則）
第２６条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める「取締役会規則」による。

（報酬等）
第２７条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第２８条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　　監査等委員会

（常勤の監査等委員）
第２９条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）
第３０条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）
第３１条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

（監査等委員会規程）
第３２条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規程」による。

第６章　　会計監査人

（会計監査人の選任の方法）
第３３条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）
第３４条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（会計監査人の報酬等）
第３５条　当会社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第７章　　計　　算

（事業年度）
第３６条　当会社の事業年度は、毎年６月１日から翌年５月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第３７条　当会社は、剰余金の配当等会社法第456条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）
第３８条　当会社の期末配当の基準日は、毎年５月３１日とする。
２　当会社の中間配当の基準日は、毎年１１月３０日とする。
３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金除斥期間）
第３９条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

（附則）

1　変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年９月１日から効力を生ずるものとする。

2　前項の規定に関わらず、2023年２月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。

3　本附則は、2023年３月１日又は前項の株主総会の日から３ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上